

129 軍艦千島訴訟費増額の件通牒 (明治二十八年六月)

(注記1) 明治廿八年六月廿六日 内閣書記官 (多田(柴田)(注記2))

(注記3) 内閣総理大臣 花押 (伊藤) 内閣書記官長 花押 (伊東)

外務大臣花押 (西園寺) 大蔵大臣花押 (松方) 海軍大臣花押 (西郷) 文部大臣花押 (渡辺) 内務大臣花押 (野村) 陸軍大臣 司法大臣花押 (西郷) 農商務大臣花押 (榎本) 黒田議長花押

(注記4) 別紙海軍大臣請議軍艦千島反訴抗拒事件ハ去ル五月廿九日弁論終結ノ電報ニ接シタルニ付不遠判決ノ言渡可有之然ルニ該件訴訟取扱委員ノ滯英往拜殆ント一ケ年半ヲ経過シ当初ノ見込ヨリ一ケ年ヲ増シタルヲ以テ此際更ニ壹万弍千円増額支給致シ度右謝金ハ予備金ヨリ補充相成タシトノ趣ハ既ニ去ル三月中本人ヨリ増額請求ノ際一時五千円ヲ増額シ其他ハ上訴判決期ノ長短ヲ斟酌シ廿八年度ニ於テ予備金ヨリ支出ノ儀閣議決定ノ旨モ有之

事実不得止次第二付請議ノ通 (抹消) 然 (加筆) (ニテ然) ルヘシ

指令案

軍艦千島訴訟費増額ノ件請議ノ通

(未也) (相違) (印) [明治廿八年六月廿八日]

大蔵省へ通牒 (相違) (印)

官房第二三四五号

軍艦千島訴訟費増額ノ件

軍艦千島反訴抗拒事件在英倫敦訴訟取扱委員法学博士岡村輝彦ヨリ該件ノ進行予期ノ月日ヨリ非常ニ延滞ヲ生シ随テ是迄ノ謝

(注記5)  
〔甲二三〕

金ニテハ滞在費交際費ニ不足ヲ来シ候趣ヲ以テ昨廿七年十一月

十日付謝金貳千磅増額請求有之候処該件判決期日ノ長短ニヨリ

増額ニ多少ノ影響可有之ニ付本年三月請議ノ末廿八年三月  
内閣批第四号先以

テ金五千円ヲ贈与ノコトニ取計ヒ置候然ルニ五月廿九日倫敦代

書人ヨリカークウド氏ヲ經テ弁論終決ノ電報ニ接シ候該報ニ徴

(注記5)

スルニ不遠判決言渡可有之儀ト推考仕候然ル処滞英年月荏苒殆

ト一個年半ヲ經過シ最初ノ見込ヨリ一個年ヲ増シ候ニ付尚壹万

式千円増額相当ト認メ候条此際贈与相成度茲ニ閣議ヲ請フ

明治二十八年六月廿五日  
海軍大臣伯爵 西郷從道 印

内閣總理大臣伯爵 伊藤博文殿

追テ本文謝金ハ予備金ヨリ補充ヲ要スル見込ニ有之候条此旨

申添候也

(注記1)

〔海甲二三〕

(注記2)

〔下條〕

(注記3)

〔済〕

(注記4)

〔二二一〕(簿冊内件名番号)

〔公文別録 軍艦千島衝突  
事件 全 2A.1, ②, 141〕